

## 西条市工事検査基準

(趣旨)

第1条 この検査基準は、西条市工事検査規程（平成16年西条市制定。以下「検査規程」という。）第22条の規定に基づき、検査規程第1条に規定する工事（以下「工事」という。）検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の範囲)

第2条 検査の対象とする工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 直営で施工するもの
- (2) 請負で施工するもの
- (3) 委託又は他の公共団体から受託して施工するもの並びに測量、調査、設計及び監理

(検査員)

第3条 市長は、契約課の技術吏員のうちから検査員を定めるものとする。ただし、検査の対象となる工事が軽易若しくは特殊なものである場合又は検査業務の集中等により検査に支障を生ずるおそれがあると認める場合は、本条で規定する検査員のほかに、係長以上の職にある技術吏員の中から検査員を定めることができる。

2 市長は、一の工事の監督員であるものを当該工事の検査員に定めてはならない。

(検査の方法)

第4条 検査は、工事の出来高を対象として、契約図書に基づき、実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

2 検査規程第6条ただし書に規定する公的な説明に類するものは、検査規程第19条に規定する材料検査表又は工事材料の強度試験、電線機器の絶縁抵抗及び耐力試験、管の水圧、通水若しくは通気試験その他の機械器具の性能試験についての品質証明書とする。

3 検査規程第7条第1項ただし書に規定する軽微な破壊検査は、次に掲げるところにより行われなければならない。

- (1) 擁壁等ののり長又は根入れの深さの確認にあつては、掘削又はせん孔
- (2) 舗装における表層、基層及び路盤の厚さ並びにこれらの品質の確認にあつては、コアの抜き取り又は掘削
- (3) 裏込め材、胴込めコンクリート及び裏込めコンクリート、築石等の厚さ、控長等の確認にあつては、築石等の抜き取り若しくは取外し、掘削又はせん孔
- (4) コンクリートの強度、配合状況、練り込み及び締固めの状態、厚さ等の確認にあつては、部分的掘削、せん孔又はコアの抜き取り
- (5) 前各号に掲げるもの以外の確認にあつては、これらに掲げる方法に準ずる方法

4 検査規程第7条第2項、検査基準第6条及び第7条に規定する破壊検査は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、検査員において、他の方法によって工事の施工の

適否を確認することができない場合に限り行うものとする。

- (1) 設計図書で監督員の検査を受けて使用すべきものと指定した工事の材料について、その検査を受けないで使用し、又はその検査で不合格となった工事の材料を使用したと諸般の状況により客観的に認められるとき。
- (2) 設計図書で監督員の立会いを受けて調合し、若しくは施工すべきものと指定した工事の材料の調合又は工事の施工について、その立会いを受けないで行ったとき。
- (3) 設計図書で見本又は工事中写真等の記録を整備すべきものと指定した工事の材料の調合又は工事の施工について、その記録を整備しないで行ったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、工事の施工について、設計図書に適合していないと諸般の状況により客観的に認められるとき。

(実施状況の検査)

第5条 実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理、安全管理及び工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。）と契約図書とを対比し、西条市工事検査技術マニュアルに掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第6条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、西条市工事検査技術マニュアルに基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第7条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、西条市工事検査技術マニュアルに基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により品質の適否を判断することが困難な場合は、検査員は必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第8条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(検査の基準)

第9条 検査の内容及び工事の出来形の適否の判定は、西条市工事検査技術マニュアルにより行うこととし、その規格値は土木工事施工管理基準（愛媛県土木工事施工管理基準（平成31年4月）に準じる。）によるものとする。

(完了の確認)

第10条 完成検査の結果、工事の完成を確認した場合は、工事検査復命書に「上記の工事は、契約図書に基づき検査を行った結果、これらのおり完成したことを確認する。」と明記するものとする。

2 既成部分検査の結果、工事の出来形部分を確認した場合は、工事検査復命書（既成部分）に「上記の工事は、契約図書に基づき検査を行った結果、既成部分の出来形は、既成部分出来形調書に適合していることを確認する。」と明記するものとする。

（書類等の省略）

第11条 工事の完成出来形の形状及び内容が設計図書と比較照合して相違ない場合は、検査規程第21条に規定するもののほか、検査規程第11条第3項に規定する工事完成出来形調書の添付を省略することができる。この場合においては、工事検査復命書に「完成調査の結果、工事完成出来形は設計図書と相違ないので、工事完成出来形調書及び出来形展開図の添付を省略する。」と明記するものとする。

2 既成部分検査の結果、既成部分の出来形が、設計図書と比較照合して相違ない場合は、検査規程第21条に規定するもののほか、既成部分出来形調書の工事検査復命書（既成部分）への添付を省略することができる。この場合において、工事検査復命書（既成部分）に「既成部分調査の結果、既成部分出来形は設計図書と相違ないので、既成部分出来形調書及び出来形展開図の添付を省略する。」と明記するものとする。

（委任）

第12条 この検査基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。